

議事要旨(4) 企業結合（ステップ2）の検討

冒頭、新井副委員長（専門委員長）より、企業結合（ステップ2）について、公開草案を再度公表する必要性の有無と最終基準に向けた具体的な文案について検討していただきたい旨の説明があり、その後、村田専門研究員より、説明資料[審議事項(4)-1 及び(4)-2 から (4)-1 4]に基づき、詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主な意見と、それらに対する事務局からのコメントは次のとおりである。

（公開草案を再度公表する必要性）

- ある委員より、次の意見があった。

公開草案を再度公表する必要性がないとする理由について、公開草案での提案を変更するにあたってどのような検討を行ってきたのかという経緯についてもう少し記載が必要ではないかと考える。
- ・ 上記の委員の意見に対して、事務局からは次のコメントがあった。

公開草案の提案を変更するにあたっては、専門委員会での審議や市場関係者との意見交換を十分に経たうえでのものであり、そのような経緯を追加記載することとしたい。
- ある委員より、次の意見及び質問があった。

公開草案から提案を変更したものについては、公開草案を再度公表する必要はないと考えるが、変更した理由の記載を充実することが望ましい。なお、変更の理由に「実務上の負担への配慮」が強調されている記載がみられるが、それ以外の理由による変更箇所もあるため、記載内容を検討していただきたい。

また、公開草案を再度公表する必要があると判断する目安や、適正手続監督委員会への報告のタイミング等についても伺いたい。
- ・ 上記の委員の意見及び質問に対して、事務局からは次のコメントがあった。

公開草案から提案を変更したものの変更理由については、会計基準案の「結論の背景」に詳細に記載しているので、その点に沿って本検討資料における理由の記載についても記述することとしたい。

公開草案を再度公表する必要があると判断する目安については、基準ごとにケースバイケースとなることが想定され、明確に判断基準を設けることは難しい面はあるが、少なくともこういったケースは公開草案を再度公表する必要はない、といった程度のものを設けることができるかどうか今後検討していきたい。
- ある委員より、次の意見及び質問があった。

公開草案を再度公表する必要はないと考える。IASB は時々再公開草案を公表しているが、IASB は何らかの判断基準をもって公開草案を再度公表しているのか教えていただ

きたい。

- ・ 上記の委員の質問に対して、事務局からは確認して回答する旨のコメントがあった。
- ある委員より次の意見があった。

公開草案を再度公表する必要はないと考える。会計処理の提案を変更することによる影響としては、現行に戻すものでもあり、影響は比較的小さいのではないかと考える。
- ・ 上記の委員の意見に対して、西川委員長より、提案を変更することによる影響のほか、市場関係者の意見を総合的に勘案して判断したということであるので、その旨を文書に記載するようにする旨の回答があった。

その後、西川委員長より、公開草案を再度公表する必要がないとする事務局案に対して出席委員の意思確認を行いたい旨が述べられた。出席委員からは、特に反対の意見は聞かれず、最終公表物として議決することが了承された。

(会計基準等の文案について)

- ある委員より次の意見があった。

今回の改正により、追加取得や一部売却の会計処理が大きく変更されるため、複数回に分けてこれらの取引が行われた場合に、それらを一体として取り扱うか否かにより結果が大きく異なることについて懸念している。一体として取り扱うかどうかの判断は実態判断となると考えられるが、企業が一体として取り扱ったかどうかについて開示するような取扱いができないか。
- ・ 上記の委員の意見に対して、事務局からは、以下のコメントがあった。

取得とされた重要な企業結合及び重要な子会社株式の追加取得、重要な事業分離については、現行でも注記を要求しており、これらの注記を通じてどのような取引が行われたのかの端緒は把握できると考えられる。また、一体として取り扱うかどうかの考え方については、すでに企業結合会計基準第 66 項に「実態に応じて判断する」旨が規定されており、今回の改正でこの部分を変更することは難しいと考えている。

最後に、新井副委員長より、今後の予定としては、9 月 9 日開催予定の委員会で最終基準の議決を行う方向で作業を進めていきたいとの説明がなされた。

以上